

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（2件）及び発令（9件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 けづか しやうへい 毛塚 祥平
- (2) 学 校 名 元東京都葛飾区立飯塚小学校
- (3) 職 名 元教諭
- (4) 年 齢 29歳
- (5) 性 別 男

2 失職年月日

令和6年2月3日

3 失職理由

令和5年2月13日、当時勤務校職員室において、同校職員名義のクレジットカードを窃取するとともに、同クレジットカードを使用し、オンラインゲームの通貨である50,000円のポイントを不正に取得するなどして、窃盗、電子計算機使用詐欺、私電磁的記録不正作出・同供用及び窃盗未遂により起訴され、令和6年1月19日、東京地方裁判所において、懲役2年、3年間執行猶予の判決を受け、同年2月3日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 ないとう しやうた 内藤 翔太
- (2) 学 校 名 元東京都港区立港陽小学校
- (3) 職 名 元教諭
- (4) 年 齢 27歳
- (5) 性 別 男

2 失職年月日

令和5年11月9日

3 失職理由

令和5年5月16日、マンションのエントランス内に、当時14歳の少年を同行して侵入した上、同エントランスにおいて、同少年が抗拒不能の状態にあることに乗じ、同少年に対して、同少年の右足首を両手でつかんで、同少年の右足を着衣の上から事故者の股間に擦り付けるなどして、邸宅侵入及び準強制わいせつにより起訴され、同年10月25日、東京地方裁判所において、懲役2年6月、4年間執行猶予、付保護観察の判決を受け、同年11月9日、同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

III

1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 くすもと ゆうへい 楠本 祐平
(2) 学校名 東京都墨田区立両国小学校
(3) 職名 教諭
(4) 年齢 35歳
(5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和5年2月15日から同年3月9日までの間に、勤務校において、同校教諭の執務机及び同校事務室金庫から現金58,850円窃取した。

5 管理・監督者に関する事項

ア 職名等

- (1) 職名 校長
(2) 年齢 63歳
(3) 性別 男

イ 処分内容

戒告

ウ 発令年月日

令和6年10月16日

エ 処分理由

令和5年2月15日から同年3月9日までの間に、勤務校において、現金の管理に係る適切な指導を怠るなどし、同教諭が、上記4の行為を行う事態を招いた。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 62歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和6年3月13日、勤務校において、当時同校第1学年男子生徒を指導した際、右手に持っていたマイクの底部で、同生徒の額を突き、傷を付けて出血させる傷害を負わせるとともに、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 48歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 6月

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和5年3月6日、勤務校において、女子児童と二人きりの状態で、両手を同児童の背中に回して、抱きしめた。

また、勤務校校長から児童との私的なSNS等を通じたやり取りは原則禁止であると指導を受けたにもかかわらず、同日から同年4月中旬頃までの間に、同児童に対して、私的な内容のメッセージを送信した。

さらに、同児童とのメッセージのやり取りを隠ぺいする目的で、同児童のスマートフォンを操作して、同児童のやり取りのメッセージを消去するなどした。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭

(3) 年 齢 61歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和2年4月3日から令和5年8月9日までの間、自宅から駅までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法による通勤を行い、通勤手当276,526円不正受給するなどした。

VII

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 高等学校（多摩地域）

(2) 職 名 実習助手

(3) 年 齢 29歳

(4) 性 別 女

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和5年6月14日から同年7月12日までの間に、1日の私事欠勤10回及び4時間未満の私事欠勤1回を行った。

VIII

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 小学校（区部）

(2) 職 名 校長

(3) 年 齢 53歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和5年11月20日、勤務校において、当時同校第1学年男子児童を指導しようとした際、右手で、同児童の両こめかみを約1秒間つかんで押し、同児童の後頭部及び背中を同校体育館の壁に押し当てるなどした。

IX

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 25歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和6年5月22日、1日の無届欠勤を行った。

X

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 44歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和6年10月16日

4 処分理由

令和4年9月7日、勤務校において、当時同校生徒に対して、事故者の臀部をソファで寝ている同生徒の左側頭部に当てて座る行為を2回行い、同生徒に不快感を与えた。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）